

富山市スマートシティ推進プロジェクト創出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山市スマートシティ推進ビジョンに資するスマートシティ関連サービスの創出にあたり、富山市スマートシティ推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の会員企業が、アプリケーションの開発やビジネスモデルの試行など新たなサービスを提供するために行う実証事業を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 提案者 実証事業の実施に不可欠なソリューションの提供を行う等、実証事業を提案する企業及び団体
- (2) 連携事業者 提案者と連携して実証事業に参画する企業及び団体
- (3) 協力事業者 提案者に対し、場所の提供や物品の借用等の軽微な協力を行う企業及び団体

(実施主体)

第3条 提案者及び連携事業者は、プラットフォーム会員規約第2条各号で規定する会員企業及び団体とする。

- 2 実証事業の実施主体は、単一の提案者又は提案者と連携事業者によって構成される複数の企業及び団体とする。

(事業期間)

第4条 事業の実施年度は、協定の締結日が属する当該年度とし、詳細については提案者と協議して定めるものとする。

(提案事業)

第5条 提案の対象となる実証事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 富山市スマートシティ推進ビジョンの実現に資する事業であること。
- (2) デジタル技術やデータを活用して地域課題・市民の困りごとを解決する事業であること。
- (3) 富山市域内で実証する事業であること。
- (4) 他自治体等で実証されたことのない事業であること。

(実証事業の提案方法)

第6条 提案者は、次に掲げる様式により、市が指定する方法で実証事業を提案するものとする。

- (1) 参加申込書（様式第1号）

(2) 企業概要書（様式第 2 号）

(3) 事業計画書（様式第 3 号）

(4) 収支計画書（様式第 4 号）

2 提案者と連携事業者によって構成される複数の企業及び団体により実証事業を行う場合には、提案者については前項各号で掲げる全ての電磁的記録、連携事業者については前項第 2 号で掲げる電磁的記録を提案者が取りまとめの上、提出するものとする。

3 前条第 3 号で掲げる事業計画書の実施体制には、全ての連携事業者及び協力事業者について記載するものとする。

（実証事業の評価及び選定）

第 7 条 前条の規定による実証事業の提案があった場合、補助対象となる実証事業を評価するため、富山市スマートシティ推進プロジェクト創出事業補助対象事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による評価を行うものとする。

2 市長は、評価結果を基に選定を行い、実証事業に特定した旨又は非特定とした旨を提案者に通知するものとする。

3 評価委員会に関する事項及び評価基準に関する事項については別に定める。

（協定の締結）

第 8 条 市長は、前条第 2 項に基づき選定した実証事業の実施にあたっては、役割及び責任の分担、成果や著作物の権利の帰属、個人情報保護の順守等について協議を行い、当該事業実施前に協定書を締結するものとする。

（補助金の交付申請）

第 9 条 前条に規定する協定書を締結後、当該事業実施前に市へ補助金の交付を申請し、交付の決定を受けなければならない。

2 補助金の交付に関する事項については別に定める。

（市の免責事項）

第 10 条 事業の変更等又は事業の取り消しがあった場合において、実施主体に生じた損害については、市は一切の補填をしないものとする。

（情報公開）

第 11 条 市長は、行政の確保と透明性の向上をはかるため、次のとおり公表するものとする。

(1) 第 7 条第 2 項により選定された実証事業について、その名称及び実施主体の名称

(2) 実証事業の実施完了後、その事業の概要及び実績

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 18 日から施行する。